

委員会発議案第 1 号

鈴鹿市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり，地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により提出します。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

鈴鹿市議会議長

水 谷 進 様

提出者

議会運営委員会

委員長 今 井 俊 郎

提案理由

政務活動費の交付申請の期限の日等を改めるほか，所要の規定整備を行うため。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年鈴鹿市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「鈴鹿市議会」を「議会」に改める。

第 3 条第 5 項ただし書中「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日」を「鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第 2 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）」に、「国民の祝日に関する法律に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日」を「休日」に改める。

第 4 条第 2 項中「ときは、」の次に「当該」を加える。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、これらの申請の期限の日が休日に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日までとする。

第 8 条に次のただし書を加える。

ただし、これらの決定の期限が休日に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日までとする。

第 10 条第 5 項ただし書中「鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第 2 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日（以下「休日」という。）」を「休日」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

鈴鹿市議会政務活動費の交付に関する条例改正部分新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(交付対象) 第2条 政務活動費は、<u>議会</u>における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。 (交付額及び交付の方法) 第3条 略 2～4 略 5 政務活動費は、交付月の20日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、その日が<u>鈴鹿市の休日</u>を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い<u>休日</u>でない日とする。 (所属議員数の異動に伴う調整) 第4条 略 2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、<u>当該会派</u>は、解散の日から30日以内に解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を市長に返還しなければならない。 (交付申請等) 第7条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年4月3日までに、鈴鹿市議会議長（以下「議長」という。）を経由して市長に申請しなければならない。また、申請した事項に異動が生じた場合は、当該異動があった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）3日までに、議長を経由して市長に申請しなければならない。<u>ただし、これらの申請の期限の日が休日に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日までとする。</u>	(交付対象) 第2条 政務活動費は、<u>鈴鹿市議会</u>における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。 (交付額及び交付の方法) 第3条 略 2～4 略 5 政務活動費は、交付月の20日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、その日が<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日</u>に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い<u>国民の祝日に関する法律に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日</u>でない日とする。 (所属議員数の異動に伴う調整) 第4条 略 2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日から30日以内に解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を市長に返還しなければならない。 (交付申請等) 第7条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年4月3日までに、鈴鹿市議会議長（以下「議長」という。）を経由して市長に申請しなければならない。また、申請した事項に異動が生じた場合は、当該異動があった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）3日までに、議長を経由して市長に申請しなければならない。

2 略

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定により申請のあった政務活動費については毎年4月7日までに、同項後段の規定により申請のあった政務活動費については当該異動のあった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の基準日から7日以内に、それぞれその額を決定し、書面により当該会派の代表者に通知するものとする。ただし、これらの決定の期限が休日に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日までとする。

(収支報告書等の提出、公開等)

第10条 略

2～4 略

5 市長は、前項の規定により送付された収支報告書等の写しを当該収支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から公開するものとする。ただし、その日が休日に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。

6～8 略

2 略

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定により申請のあった政務活動費については毎年4月7日までに、同項後段の規定により申請のあった政務活動費については当該異動のあった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の基準日から7日以内に、それぞれその額を決定し、書面により当該会派の代表者に通知するものとする。

(収支報告書等の提出、公開等)

第10条 略

2～4 略

5 市長は、前項の規定により送付された収支報告書等の写しを当該収支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から公開するものとする。ただし、その日が鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。

6～8 略